

第1193回 高知市教育委員会 11月定例会 議事録

1 開催日 平成29年11月27日（月）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第52号 高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について

日程第3 市教委第53号 高知市就学援助規則の一部改正について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	横 田 寿 生
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐
(2) 事務局	教育次長	弘 瀬 健一郎
	教育次長	高 岡 幸 史
	教育政策課長	和 田 典 子
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課教育課程担当副参事	今 西 和 子
	人権・こども支援課長	西 原 知佐子
	人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
	教育研究所長	近 森 夏 彦
	教育政策課長補佐	吉 本 忠 邦
	教育政策課総務担当係長	横 田 由紀子
教育政策課主任	北 岡 美 樹	

1 平成29年11月27日（月） 午後4時00分～午後4時15分
（たかじょう5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時00分

横田教育長

ただいまから、第1193回高知市教育委員会11月定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は西森委員さん、お願いいたします。

西森委員

はい。

横田教育長

それでは、議案審査に移ります。

日程第2 市教委第52号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」を議題とします。この件は前回13日の臨時会から継続審議となっております。事務局の説明をお願いします。

学校教育課教育課程担当副参事

前回アドバイスをいただきまして、8ページに保幼小連携推進地区事業の資料を追加いたしました。変更点は以上です。

人権・子ども支援課生徒指導対策監

11ページの不登校対策の推進につきましてご意見をいただきました。注釈につきましては、12ページの下に(1)から(4)につきまして、入れております。14ページにつきまして、文言を揃えております。また15ページの写真を1枚にしております。17ページの注釈につきましても、追加しております。

教育研究所長

続きまして、スクールソーシャルワーカー活用事業についてです。

15ページの中段をご覧ください。「スクールソーシャルワーカー活用事業」についての説明の2段落目、「問題が解決した割合を25%」の「割合」という語句、その2行後の「ほぼ目標を達成しているが、分析と見直しが必要」の「分析」という語句を挿入いたしました。

次に、17ページをご覧ください。グラフ3の横軸の連携した関係機関等の表記について、「分かりにくい」とご指摘をいただきましたので、グラフの下に、それぞれの関係機関の具体的な名称を記載し、どのような機関と連携しているか、分かるようにいたしました。

また、「提言③に対応する取組」の中に出てくる名称等につきましても、ご指摘をいただきましたので、7行目の「生徒指導スーパーバイザー」には注釈を、8行目の「高知市福祉管理課」と9行目の「高知市社会福祉協議会」には、文中に具体的な業務を説明する文章を挿入いたしました。以上でございます。

次に特別支援教育の充実についてです。23ページをお開きください。中段の「提言①、②に対応する取組」についてです。前回の会で、「学級担任に理由の調査を合わせて依頼し、作成率100%に向けての協議と取組を実施する」という表現をしておりましたが、学級担任一人に任せるのではな

く、組織として、対応することが必要ではないかと、ご指摘をいただきましたので、「校内委員会に理由の調査を合わせて依頼し、作成率100%に向けて、校内委員会と連携して取組を実施する」というように、校内委員会が主体となって、教育委員会と連携して、取組を進めていくことが分かるようにいたしました。

次に25ページをお開きください。下段の「提言⑦に対応する取組」につきましては、「特別支援教育は学校全体で行うものである」という文章が、上段の「提言⑤に対応する取組」の内容と繰り返しになるため、削除いたしました。合わせて、26ページの下段「提言⑧に対応する取組」につきましても、「発達障害の早期発見と早期対応」という文言を削除するとともに、教育委員会に「引き継いで」という文言を追加いたしました。

そして、より分かりやすくするため、システムの構築を「相談体制づくりの構築」と、また、県市の連携を「県や市の様々な部局との連携」というように変えさせていただきます。以上でございます。

横田教育長

対象事務が3つございますが、まとめて説明させていただきました。学力向上対策につきましてはわかりやすくするために、資料を挿入いたしました。変更点はこの1点です。不登校対策の推進につきましては、所々注1、2と入っておりますが、文言の解説を行いまして、12ページの下にまとめて記載をしております。特別支援教育の充実につきましては、文言の追加や修正を行いました。この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

この14ページの「以下「スーパーバイザー」というのは、経験の豊富なカウンセラーだけですか。「学校カウンセラー研修は年3回行っている。また、本年度は学校カウンセラーが経験の豊富なカウンセラー（以下「スーパーバイザー」という。）から指導・助言を受ける研修を2つの方法で実施した」とありますが、ここで言うスーパーバイザーは経験の豊富なカウンセラーだけを指しているのですか。それを言い替えているということで良いですね。

人権・こども支援課生徒指導対策監

あまり詳しく書きますと、大学教授を含めてという形になりますので簡単に書かせていただきます。

横田教育長

よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

—————【は い】—————

横田教育長

ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第52号「高知市教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価について」は、原案を基本的に了とし、本日の会で特にご意見がございませんでしたので、この後修正点等がありましたら、確認ができましたら、私と事務局で協議をして、報告書として取りまとめたいと思いますがよろしいでしょうか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第52号は報告書の最終案の取りまとめは私と事務局で協議の上行うこととさせていただきます。

日程第3 市教委第53号「高知市就学援助規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

人権・こども支援課長

市教委第53号 高知市就学援助規則の一部改正についてでございます。

3ページをご覧ください。改正点は2点でございます。1点目は、国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」が、平成29年3月に一部改正されております。これは、生活保護世帯の児童生徒に対するものでございますが、市町村が行っております「準要保護児童生徒」を対象にした就学援助制度におきましても、これに準じるものとして、対応していくものです。

具体的には、この要綱において、「要保護児童生徒に対する新入学学用品費等について、市町村による入学前の援助を可能とすること」を旨とした改正が行われたことに伴い、本市の就学援助におきましても、中学校入学前に「新入学児童生徒学用品費等」の援助を実施するために、規則内の文言に「新入学準備費」を新たに追加し、従来の「新入学学用品費」と区別するものです。

2点目は、規則に基づく様式第1号（申請書様式）に保護者の同意に関する文言の追加をすることです。5ページをご覧ください。申請書の左上の保護者の署名欄部分でございます。これは、就学援助事務が、学校保健安全法に基づく、医療費の助成を行う事務でありますことから、国の番号法別表第二主務省令第24条に規定する事務に当たります。そのことから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号の規定により、地方税関係情報を照会する場合に本人の同意が必要となる事務を定める告示に基づきまして、保護者の同意に関する文言を申請書に新たに追加するものです。

本規則は、公布の日から施行とします。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成30年4月1日からの施行とするものでございます。説明は以上です。

横田教育長

この件に関しまして、質疑等ございましたらお願いいたします。

森田委員

入学開始前というのは、具体的にはどれくらいの時期でしょうか。

人権・こども支援課長

現在検討中ですが、中学入学前の小学校6年生の3月くらいを考えています。

横田教育長

この規則に関連します新旧対照表は議案書7ページと8ページに記載をしております。下線の箇所が修正点になります。

西森委員

就学援助に関して、本市全体で小学校、中学校は大体何%くらいですか。

人権・こども支援課長

小学校では29~30%、中学校では39%です。

横田教育長

それは全国平均の数字でいうと、どんな状況ですか。

人権・こども支援課長

市町村によって開きはありますが、小学校では20%台、30%台が多いです。中学校では40%台が多いです。

横田教育長

よろしいでしょうか。特にございませんか。

委員一同

—————【は 　　　　　　い】—————

横田教育長

ほかにご意見がないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第53号「高知市就学援助規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

—————【異議なし】—————

横田教育長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第53号は原案のとおり決しました。

それでは、以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで、教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後4時15分

署名

教育長 _____

3番委員 _____